

## 総論

文部科学省は、児童生徒等の安全で安心な生活を確保するため、防災教育の充実や学校施設の防災機能強化などの災害予防、災害応急対策、災害復旧の支援及び防災に関する研究開発の推進など、防災・減災対策の充実に取り組んでいます。

## 第1節 防災・減災対策の充実

## 1 防災体制の確立

地震、津波、暴風、竜巻、豪雨、火山噴火などの自然災害や事故災害に対し迅速かつ適切に対処するためには、総合的かつ計画的な防災対策を進めることが重要です。

文部科学省は、「災害対策基本法」などを基に、防災に関し必要な事項を定めている「文部科学省防災業務計画\*1」を策定し、防災対策の充実に努めています。また、「文部科学省首都直下地震対応業務継続計画\*2」を策定し、文部科学省の所掌事務の中で、非常時においても国民生活上重要かつ停滞してはならない事務を必要最低限継続できるよう、防災体制の確立に努めています。

都道府県や市町村においては、「防災基本計画」や「文部科学省防災業務計画」などを基に地域防災計画を作成し、学校などにおける防災体制の整備・充実に努めています。

令和4年5月に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に

関する特別措置法」が改正され、同年9月に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」が変更されたことを踏まえて、同年11月に「文部科学省防災業務計画」を修正し、後発地震への注意を促す情報が発信された場合の対応について新たに規定しました。

## 2 災害予防の推進

文部科学省では、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要であることから、「国土強靱化基本計画\*3」を踏まえ、防災・減災に資する施策を推進しています。なお、同計画は、国土強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や国土強靱化施策の推進状況等を考慮し、おおむね5年ごとに計画内容の見直しを行うこととされており、令和5年夏頃を目途とした改定に向け、国土強靱化推進本部における検討が進められています。

また、令和4年3月に「第3次学校安全の推進に関する計画」\*4が閣議決定され、地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練のより一層の充実が示されています。さらに、児童生徒等の学習・生活の場であり、災害時には地域住民の避難所等としての役割を果たす学校施設について、防災機能の強化に向けた取組を推進しています。

## (1) 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策

防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図るため、令和3年度から7年度までの5か年に重点的かつ集中的に講じ

\*1 参照：[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shisetu/gyoumu/1329040.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/gyoumu/1329040.htm)

\*2 参照：[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/keizoku/index2.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/keizoku/index2.htm)

\*3 参照：[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo\\_kyoujinka/kihon.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/kihon.html)

\*4 参照：[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/1419593\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1419593_00001.htm)

る対策として「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策<sup>\*5</sup>」が2年12月に閣議決定されました。これに基づき、文部科学省としては、学校や独立行政法人の施設の老朽化対策、文化財の防火対策・耐震対策、災害支援にも活用できる大学・高専の練習船の建造、地震津波火山観測網の整備などについて、財政支援など必要な対策に取り組んでいます。

## (2) 実践的な防災教育・訓練の充実<sup>\*6</sup>

各学校の防災教育については、児童生徒等に自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」等を身に付けさせるため、学習指導要領等に基づき関連教科や特別活動など学校の教育活動全体を通じて行われています。地域の災害リスク等を想定した避難訓練や地域住民・関係機関等と連携した避難所運営訓練を実施するなど、実践的な防災教育・訓練が展開されています。

文部科学省は、学校が抱える防災をはじめとした安全上の課題に対して、地域の実情に応じた教育手法を開発したり、安全管理体制及び地域住民・関係機関等との連携体制の構築を支援したりするほか、教職員に対する研修の実施についても支援しています。

## (3) 防災機能強化の推進

災害時には多くの学校施設が避難所等として活用されます。一方で、平成28年の熊本地震では、非構造部材の損傷等に加え、トイレや電気、水の確保等の避難所に関する様々な課題が生じました。

これらを踏まえ、文部科学省では、避難所となる公立学校施設の防災機能の保有状況等を調査<sup>\*7</sup>するとともに、防災担当部局等との適切な連携・協力体制を構築し、避難所となる学校施設の防災機能の強化を一層推進するよう教育委員会等に周知してい

ます。

さらに、学校設置者が実施する学校施設における防災機能強化の取組に対して、国庫補助を行っています。

また、近年、水害や土砂災害の激甚化・頻発化により、学校において甚大な被害が発生しています。令和3年6月に文部科学省において公表した調査<sup>\*8</sup>では、浸水想定区域又は土砂災害警戒区域に立地し、地域防災計画に要配慮者利用施設として位置づけられている学校が、全国の公立学校約3万7千校のうちの約3割となるなど、水害等のリスクを抱えている学校が一定数あることが明らかになりました。

調査結果を踏まえ、文部科学省では学校及び学校設置者等に対し、「学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン」<sup>\*9</sup>や「学校施設の水害・土砂災害対策事例集」<sup>\*10</sup>等を周知し、ソフト・ハード両面から対策が講じられるよう取組を推進しています。

加えて、令和3年11月から有識者会議を立ち上げ、学校施設の水害対策について検討を行い、5年5月に学校施設の水害対策の基本的な考え方や検討手順等を示した「水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進のための手引」を策定しました。

また、国立大学の附属病院では、大規模災害時に医療を継続して提供することが期待されています。そのため、必要な電気や水の確保が課題となります。このことから国土強靱化基本計画において、防災・減災機能強化を含めた施設整備を進めることとしており、自然災害が発生した場合においても附属病院としての機能を維持できるよう浸水対策等を行うなど、防災機能強化のための整備を推進しています。

## 3 災害応急対策の取組

文部科学省は、自然災害が発生した場

\*5 参照：[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo\\_kyujinka/5kanenkasokuka/pdf/taisaku.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyujinka/5kanenkasokuka/pdf/taisaku.pdf)

\*6 参照：第2部第2章第1節

\*7 参照：[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shisetu/bousai/1420466.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/1420466.htm)

\*8 参照：[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shisetu/bousai/mext\\_00002.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/mext_00002.htm)

\*9 参照：[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/1401870\\_00002.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00002.htm)

\*10 参照：[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shisetu/bousai/mext\\_00001.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/mext_00001.html)

合、被害情報の収集に努めるとともに、児童生徒等の安全確保及び二次災害の防止などに当たって必要な措置を講じるよう、都道府県教育委員会等の関係機関に要請しています。

また、地震によって文教施設が被災した場合、余震などによる建物の倒壊や落下物による二次災害から児童生徒等や避難住民などの安全を確保するため、地方公共団体などからの要請に応じて、建物の当面の使用可否を調査する文教施設応急危険度判定士を被災地に派遣する体制を整備しています。

## 4 災害復旧等の支援

令和4年度には、令和4年8月の大雨や令和4年台風第14号等により、学校施設等が損壊、浸水するなどの被害が生じました。

文部科学省では、こうした自然災害により被害を受けた文教施設等において、施設の復旧に要する経費の一部又は全部を国庫負担（補助）しています。



令和4年8月からの大雨で生じたグラウンドの冠水



令和4年台風第14号で生じた体育館外壁の被害

## 5 防災に関する研究開発の推進

科学技術を生かして自然災害による被害の軽減を図るため、文部科学省は、地震調査研究推進本部の方針に基づき、地震の発生とそれに伴う津波の予測についての調査研究<sup>\*11</sup>を進めています。あわせて、防災科学技術研究所は、我が国の防災・減災研究の基盤となる陸海統合地震津波火山観測網（MOWLAS）<sup>\*12</sup>等の整備・運用を行うとともに、それらを活用した研究開発を実施しています。

\*11 参照：[https://www.jishin.go.jp/database/project\\_report/](https://www.jishin.go.jp/database/project_report/)

\*12 参照：<https://www.mowlas.bosai.go.jp/mowlas/>